

第四章 自由労働現場

自由労働者が働く現場は、彼等の雇傭關係の變動が多いのみでなく、同一雇傭主にしても、仕事場が廣い範圍に分散して居たり、遠路の運搬事務關係のものなど、現場範圍及種類の複雑廣汎なる事、到底、交通労働者や工場労働者等とは比較にならない程である。

一、土木建築現場

諸官公省の土木工事としては、道路工事、架橋工事、水道附設修繕工事、下水工事、電信電話附設工事、鐵道及電路工事等は市内全般到る所に現場がある、一般の建築土木工事も全般的であるが、特に日本橋、京橋あたりの商業地區、及び麴町、丸の内を中心としての事務所區域には、大會社、商店、銀行等の建築物があり近年特に大規模のビルヂングが盛に建設さるゝが故に、此方面に通ふ労働者は實に夥しい數に上る、其他にも學校、會社等の建築工事が多少散在するのである、之等の労働者數に關して、丸の内附近の建築現場を調査して見るに、

現場名	自由労働者數
内外ビルヂング建築工事場	四五人
報知新聞社建築工事場	六五人

日本興業銀行建築工事場	一五九人
東京會館建築工事場	一六〇人
東京日日新聞社建築工事場	五九人
丸ノ内ビルヂング建築工事場	三六四人
日本石油會社建築工事場	二六二人
日本郵船會社建築工事場	一八〇人
三菱事務所建築工事場	六九人
計	一、三六三人

即ち本年三月下旬頃に於て、丸の内一體に集まる自由労働者は一千三百人以上に達したが、麴町全體としては尙多數の労働現場があり、京橋、日本橋に於ても之に準じた盛觀である、隨つて四月五月から年末にかけては、其數はもつと激増するものと見ねばならぬ。

二、荷造運搬現場

荷造運搬に關する仕事は、深川、日本橋、神田等に於ける倉庫や、青物市場、魚市場、及び動力を大仕掛に使用する大工場、並に荷物の集散の多い停車場(新橋驛、上野驛、秋葉ヶ原驛、新宿驛)などに多い、深川や日本橋などには大倉庫が連接して居て、輸出入品其他の日常品などの運搬事務が最も甚しい、魚河岸や青

物市場に於ては所謂小揚人足や輕子人足等があつて重要な仕事に努めて居る、日本橋魚河岸の如きは、

市 場 名	小 揚	輕 子	計
日本橋四日市魚市場	七〇人	三〇人	一〇〇人
日本橋魚河岸魚市場	二七〇人	八〇〇人	一、〇七〇人
計	三四〇人	八三〇人	一、一七〇人

即ち千人以上の小揚人足や、河岸輕子、茶屋輕子などがあの河岸一體に於て労働して居る、そして四日市魚市場は主として乾物類を、魚河岸の方は主として生魚の集散地となる、小揚人足は皆殆ど定傭の労働者の如きものであるが、労働條件は請負式になつて居る、河岸輕子も所謂顔附の定傭が多いが、全體として小揚人足よりは動搖多く、労働も多少低下する。

青物市場は、神田田町の青物市場と、京橋大根河岸青物市場以外に、本所に四ヶ所、本郷に一ヶ所等あるが、労働者の数は極めて少い、神田では七百六十人、京橋では八十人位で、其數は一定しないが青物問屋や市場の間に於て青物を運搬したり、運搬の手傳をしたりする立坊類の者である。

其他の商店會社及一般市民に於て車力運搬を要する場合は不斷にあり、夏期には飲食物、年末年始には印刷物の運搬事務が特に頻繁を極める、運搬車力の現場としては坂路、橋梁の袂等に於ける登り坂が勞力に要し、大抵所謂立坊を頼んで車の後押しをしてもらふ、尙炎熱の日中や、雨天中の労働及び雨上りの泥濘路なども困難なる運搬現場であらう。

三、衛生掃除現場

衛生掃除に關する現場は、全く一定せずして常に市内全般に亘るもので、塵芥掃除運搬にしても、道路撒水にしても、糞尿運搬乃至便所掃除下水掃除にしても、皆悉く市街の要所々々に隨時労働現場を形成する次第である、糞尿汲取市營業は、東京市に於てはまだ一部の試みに過ぎないけれども、早晚全市に施設される場合には、これが運搬に要する勞力は、多くの動力機械や化學作用を利用するにしても、尙波及其他に於て多數の労働者を使傭する事となるであらうが、果して然らば其労働現場は殆ど戸別的となる、特に山之手方面の坂路の多い場所や、下町方面の橋梁の多い場所は、非常に運搬に困難する事であらう、塵芥掃除運搬は春秋の清潔法施行の際には、各區に於て多數の労働者を一ヶ月位に亘つて臨時使用し、平時に於て同様、各戸の塵芥を集めて各河岸にある塵芥貯藏所に運搬し、更に之を定傭の塵芥船夫が和船や發動汽船を以て、隅田川を上下して深川越中島方面へと輸送するのである。

撒水夫の現場は主要道路に限らるゝのであるが、特に夏期に於ては最も廣汎となり、更に撒水の度數は急激に増加する、街頭便所掃除は各所に散在し、大體各區二三名宛の労働者が毎日市街便所の洒掃をなして居る、降雪の場合、除雪人夫は各區の主要道路や、官公省、大會社工場の構内等に於て働くが、勞力は丁度降雪の際に他の労働が殆ど全部休業となるから、需給關係はともかくも調節されて居る。

四、其 他

園藝に關する現場は比較的に小規模なものであつて、官公省の庭園、貴族、富豪の邸宅等に働く、所謂御屋繋定傭なるものである、公園其他の園丁又は草刈人夫なども極めて部分的のものである、雜の部類になると、此れ又極めて複雑多端であるけれども、市中到る處の諸官公省や會社工場に働く雜役、職工手傳の仕事も多く、興行物地域には廣告用の行燈かつぎ、ビラ搬き、ビラ配達など多く、一般市中にも其姿を多く見掛けるのである、葬儀人夫は墓地齋場地帯に多く働く、其他一般の手傳人夫の働く現場の種類などは到底枚舉に暇がない程である。

第五章 自由労働市場

一、概 説

茲に謂ふ所の労働市場なる言葉は、多少妥當を失するものかも知れないが、通常一般に、勞力の需給調節をなす場所や機關、或は又其の用を辯ずる所の組織などを暫く労働市場と看做すとは、其意味に於ける自由労働者の勞力需給機關として、東京市及附近に於ては、

- 一、木賃宿部落に於ける労働市場
- 二、公益労働紹介所及労働合宿所
- 三、人夫請負業者
- 四、労働現場附近に於ける市場

等を以て労働市場と看做すべく、更に此等の全體を打して一丸とせる東京市を、一大労働市場と解する事も出来る、而て此等各労働市場は、主として労働者の居住區域方面から、労働現場區域にかけて多く所在するのである。

其中一定の事務所に於て其機能をなし居るものは、左記の表に示すが如くである。(而して氏名、所在地市場種別に關しては附録として之を表示する事とした)。

第十一表 東京市内外勞力供給機關分布表

種	別			計
	労働保護事業	人夫請負業	地方行人夫請負業	網子人夫請負業
麴町	一			一
神田		四一		四一
日本橋		九		九
京橋	一	五三		五四
芝	一	五〇		五一
麻布		一三		一六
赤坂		一		一
四谷		二四		二六
牛込		四		五
小石川		一八		二五
本郷		四		四
下谷		一七		二一
浅草	三	二八	二	三四
本所	一	五二	四	五九
深川	五	六六	三	七四

總計	一二	三八〇	九	二〇	四二一
荏原郡		二一			二一
豊多摩郡		七			七
南足立郡		七			七
北豊島郡		三〇			三〇
南葛飾郡		四三			四三
合計	一二	四八八	九	二〇	五二九
百分比	二、二	九二、四	一、七	三、七	一〇〇、〇

一、木賃宿部落に於ける労働市場

東京市内外に於て木賃宿が櫛比する部落に於ては、必ずや一、二の人夫請負業者が存在するのであるが、特に木賃宿数が多く、随つて宿泊せる自由労働者の多い所には、屋外路頭に於て毎朝労働市場が立つのである、其主なるものは、

- A 富川町労働市場 深川區富川町卅一番地
- B 花町労働市場 本所區花町廿四番地
- C 業平町労働市場 本所區小梅業平町

の如きであるが、就中富川町労働市場の如きは、其規模に於て其組織に於て、他に比類なき有様を呈して居

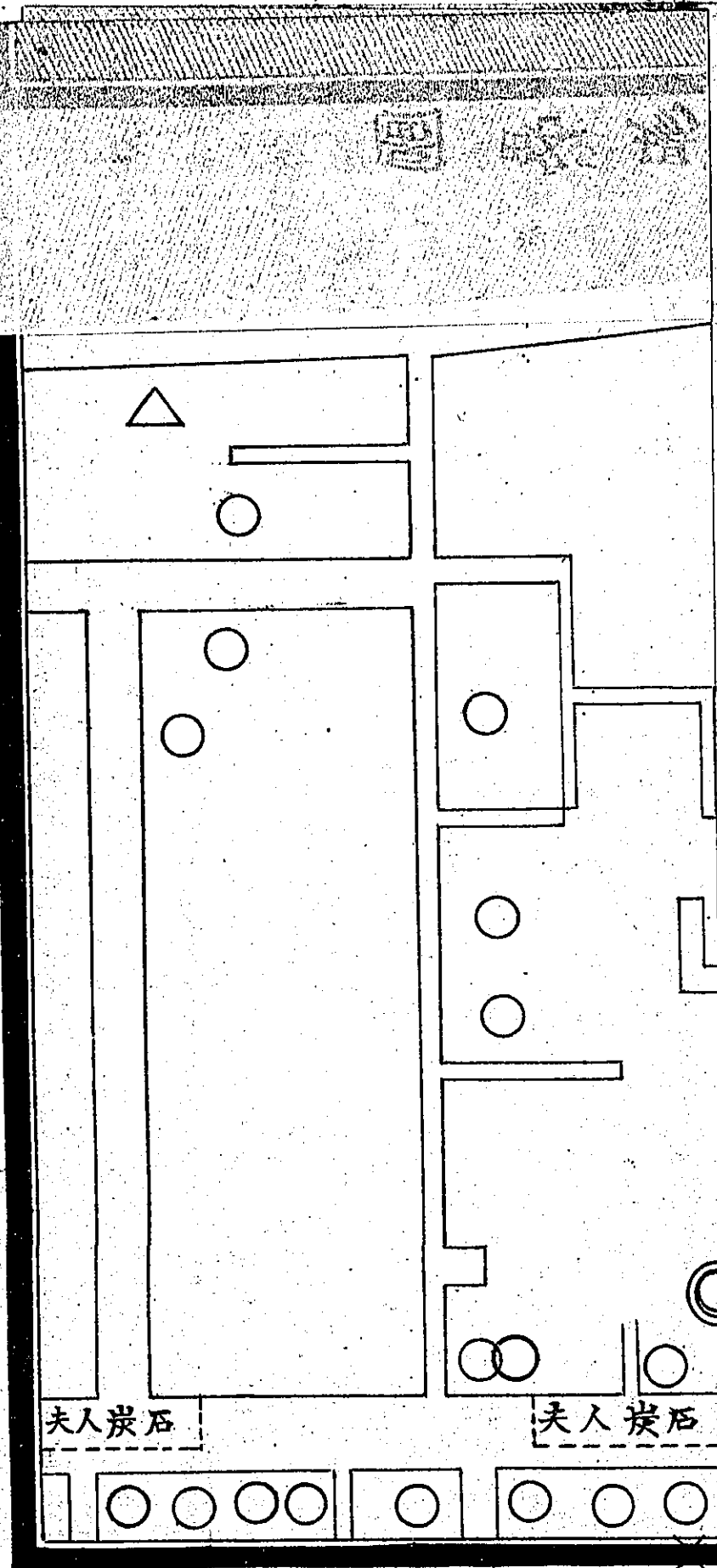
るのであつて、他は殆ど労働者が無意識に自然と集まつて居ると云ふ位に過ぎないのである。

即ち富川町卅一番地には木賃宿百八戸が軒を並べ、其所に宿泊せる者は、一戸當り平均三十人位で、男女老幼共一年を通じて、三千五百人乃至四千五百人あり、老若者婦女子を除いても、全數の約六割は實際の自由労働者と認むべく、即ち二千五百人内外の自由労働者を包擁して居る、而して此労働者を材料として人夫請負勢力供給をなす者は、別表所示の如く大寅組、酒井組、労働奨励會等を筆頭として、大小約十軒あり、更に木賃宿に宿泊して居る所謂朦朧人夫引きなる者が、可成の數に上つて居る、そして卅一番地の停留場を中心として、富川町木賃宿々泊者は勿論、猿江裏町等を始めとして附近細民宿、本所花町木賃宿などから、自由労働者が盛に集まつて来る、かくて早朝未明から前記請負業者の店先や、電車線路兩側十字街路の交叉點等に於て、勞力の賣買市場が開かれる、労働種別によつて労働者の立つ場所も一定して居る、それを圖解にして示すと左(第一圖)の如くである、而して他方面から此所に來つて、勞力を需める場合には、必ずや此土地(労働者は此島と云ふ)に於ける有力請負業者大虎組などの、諒解を得た上でなければならぬと云ふ、嚴然たる不文律がある、若し無斷で其の縄張りを侵すが如き場合には、非常な問題を惹起するのである、ともかく屋外に行はる、自由労働者の労働市場としては、最も特色ある大規模な組織を有するものである。

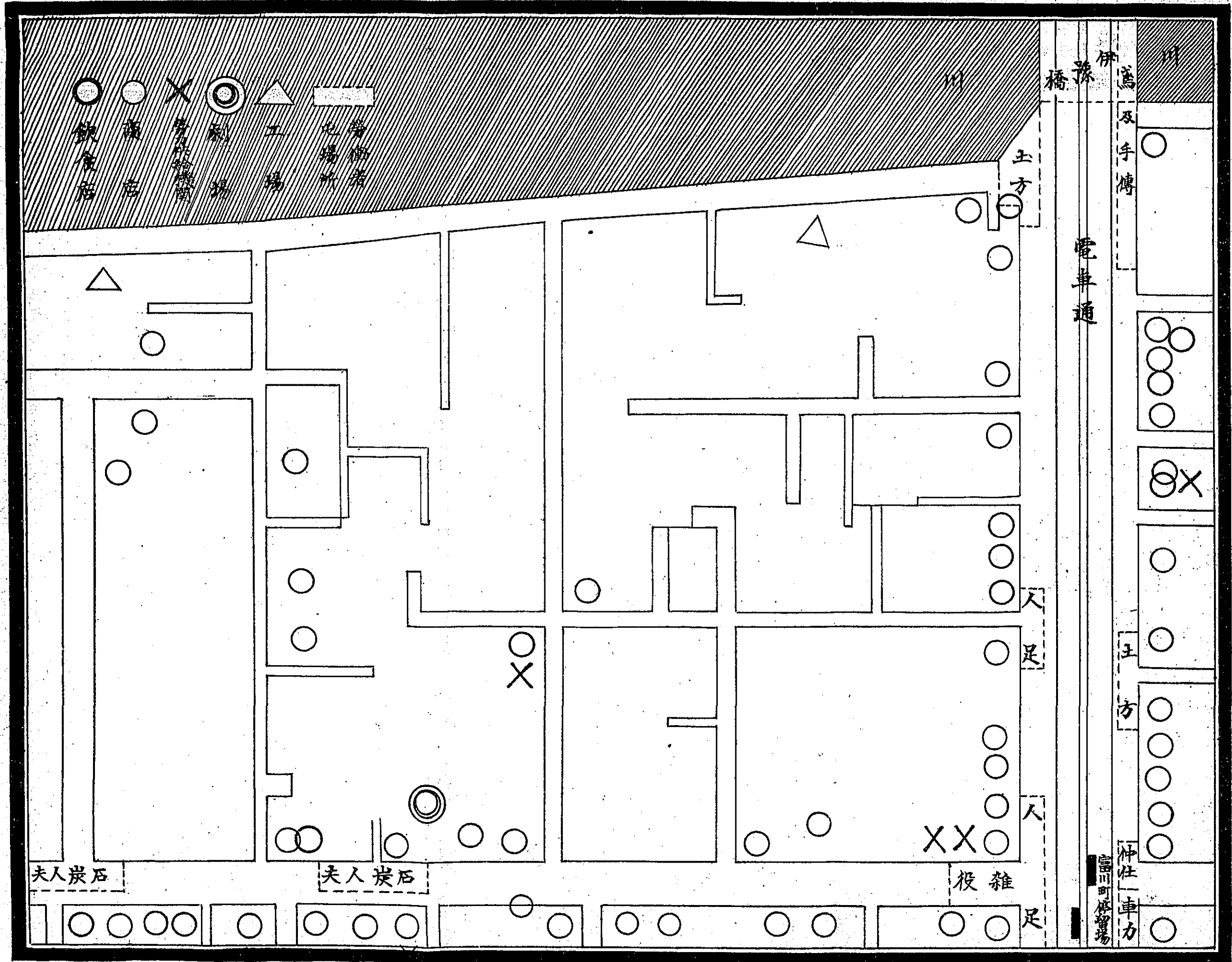
本所花町や小梅葉平町の如きは、餘程小規模となるけれども、富川町の夫れに亞ぐもので、其他の木賃宿部落に於ても、夫に類似した小規模な労働市場が、夫々臨時的に開催されるのである。

三、公益労働紹介所及労働合宿所

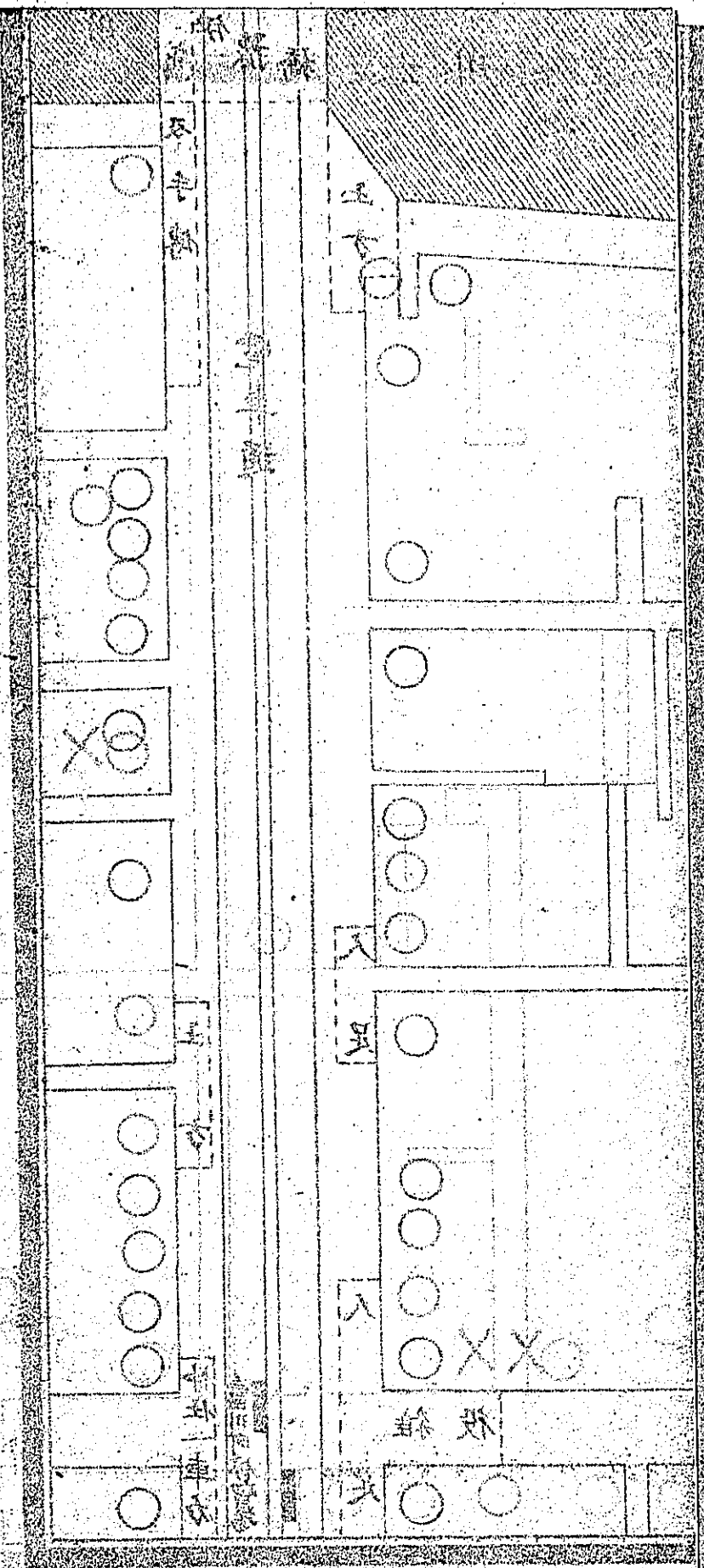
第一圖



深川區富川町勞働市場略圖



第一圖



労働関係施設配置図

失業救済労働保護の目的を以て、自由労働者に對する紹介事業が、近來非常に盛に行はるゝ様になつたが、東京市内外に於ける公私の公益團體機關に於て、自由労働紹介事業を直接又は間接になせるものは、大體左の如くである。

- 一、東京府職業紹介所 神田區神田驛ガード下
- 一、東京市本所労働紹介所 本所區入江町二四
- 一、東京市浅草職業紹介所 浅草區玉姬町二二六
- 一、東京市芝職業紹介所 芝區新堀町三〇
- 一、労働奨励會 深川區富川町三一
- 一、淨土宗共濟會合宿所 深川區西平井町一
- 一、救世軍月島労働合宿所 京橋區月島仲通
- 一、救世軍労働作館 牛込區赤城下町

中に就て直接に毎日労働紹介をなすものは、東京市所労働紹介所、同浅草職業紹介所、労働奨励會、労働共濟會等であるが、其中でも更に積極的に人夫供給請負事業をなすものは、本所労働紹介所、労働奨励會、浅草職業紹介所等であつて、其他は多く間接の労働紹介をなすに止まるのである。而して其中二三の機關は、尙十分に、市内の勞力需給關係調節に貢獻して居るのであるが、全體としては未だ極めて微力にして、尙充分發展の餘地ある事を承認せざるを得ない。

四、人夫請負業者

更に従来より労働需給機関としては、市内全般に亘つて所謂人夫請負業者がある、當局調査（大正九年秋調査、最近修正）によれば、市内三八〇軒、附近市外四三軒、合計四八八軒を算し、種々の弊害缺點はあるが、尙依然として労働需給機関の重要部分たる事は否定し得ない、人夫請負業者を更に細別せば、

- A 純粹の人夫請負業者
- B 土木建築請負業者にして兼業をなすもの
- C 地方行人夫口入業者
- D 苦學労働者紹介所
- E 綱子女人夫口入業者

等であるが、其分布状態には各々特色がある、即ち純粹の人夫請負業者は、一般細民宿や木賃宿等の労働者居住区域、及京橋、日本橋、芝等の商工業地帯等に存在するに對し、土木建築工事請負業者にして兼業せるものは、寧ろ山の手方面に多く、地方行人夫口入業者は、淺草、下谷方面に集まつて居る、更に苦學生にして自由労働をなす者を對手とする紹介業者は、神田、芝等の學生居住地に多い、綱子女人夫口入業者は小石川氷川下町を筆頭として、市内細民宿到る處に散在して居る、尙一定の場所に事務所を有するも、大きな労働需給組織の裏にあつて、可成の仕事をなす請負業者もある。

四、労働現場附近の労働市場

其他労働現場、例せば丸の内界隈に於けるフラー建築株式會社がやつて居る建築工事場、月島に於ける石川島造船所、神田青物市場の附近にある三河町一帯の地、小石川砲兵工廠門前等及其他に於て、若干數ではあるが労働者が集まつて市場が立つ、之は全然不熟練の自由労働者が多い、丸の内の内附近の建築工事場に集る労働者は、或は人夫請負業者或は労働紹介所等を通じて來る者が多いが、直接労働現場に於て雇傭關係が成立つ者もある、然し夫れも間接の人夫請負人との間に於て起るものである、石川島造船所の如きも、事務所前で毎日市場の様なものが開かれるが、労働過剰の場合には平素出入の労働者の顔振ればかりで、變動は割合に少い、三河町に集まる労働者は各方面の失職者（アブレ）や市外からやつて來る者も多く、青物市場の車力や立坊、葬儀人夫其他雑多の労働をなすものである。

六、労働需給機関の組織

此等の労働市場を通じて、労働需給機関の組織聯絡關係は如何であるかを瞥見して見るに、土木建築工事になると、多くは請負事業となつて居て、工事及労働上の關係は第二圖の如く極めて複雑となつて居るが、労働需給の組織は、直接工事に従事する各職人の親方、頭等に雇傭されるものと、仲介機關を通じて請負下手人に供給さるゝものと兩方ある、後者は東京市に於ては公益労働紹介所が労働者と下請人との間に介在するものと、労働供給請負人が、若干の人夫曳を使つて人夫を集め、之を下手人に供給するものとに別れて來る、随つ

て賃銀支拂の如きは期日は日拂であり、下手人元締から掛下げらるゝのであるが、人夫手取の賃銀は幾多の仲介者の手を経て、所謂手数料なるものを、幾重にも控除せられて、人夫の手に渡る事となるのである。

宜公省方面の直營事業、衛生掃除に關するものや、水道工事、河川工事、電路工事等は、勞務上の組織が比較的簡單なるが故に、勞力供給も隨つて簡易な方法で行はれる、即ち直接定傭夫として宜公省に傭はるゝものと、人夫請負業や勞働紹介所を通じて間接に行はるゝものがある、賃銀支拂は定傭夫に於ては、宜公省から直接支拂はるゝ形式になつて居り、仲介業者を通ずるものは、それが毎日支拂立換をやるし、會社工場の雜設も亦同様である、然し其日暮しの自由勞働者の多くは、月一回乃至二回の支拂では、毎日の生計に困る處から、毎日私かに賃銀の立換をなし、その代りとして可成高い金利を取つて居るものゝ如きがある。此等は勞力供給の仲介者ではないが、多くは各自自由勞働者の親方株の者であつて、事實上の仲介業者たる觀があるのである。

而して東京市内に於て、前述の各勞働市場が全體としてどれだけの聯絡組織を有するかと云ふに、公立勞働紹介所に於ては努めて相互の聯絡を圖つて居ても、營利請負業者等は多くは之を惡用するのみで如何ともする事が出来ない。

營利請負業者間に於ても、各自の利害打算の上にのみ聯絡するのであつて、全體の勞力需給組織や勞働者の利害關係などは、少しも顧慮して居ないのである。

更に地方との季節的勞力需給機關としては、淺草、下谷方面の地方行人夫口入業者であるが、此等と地方

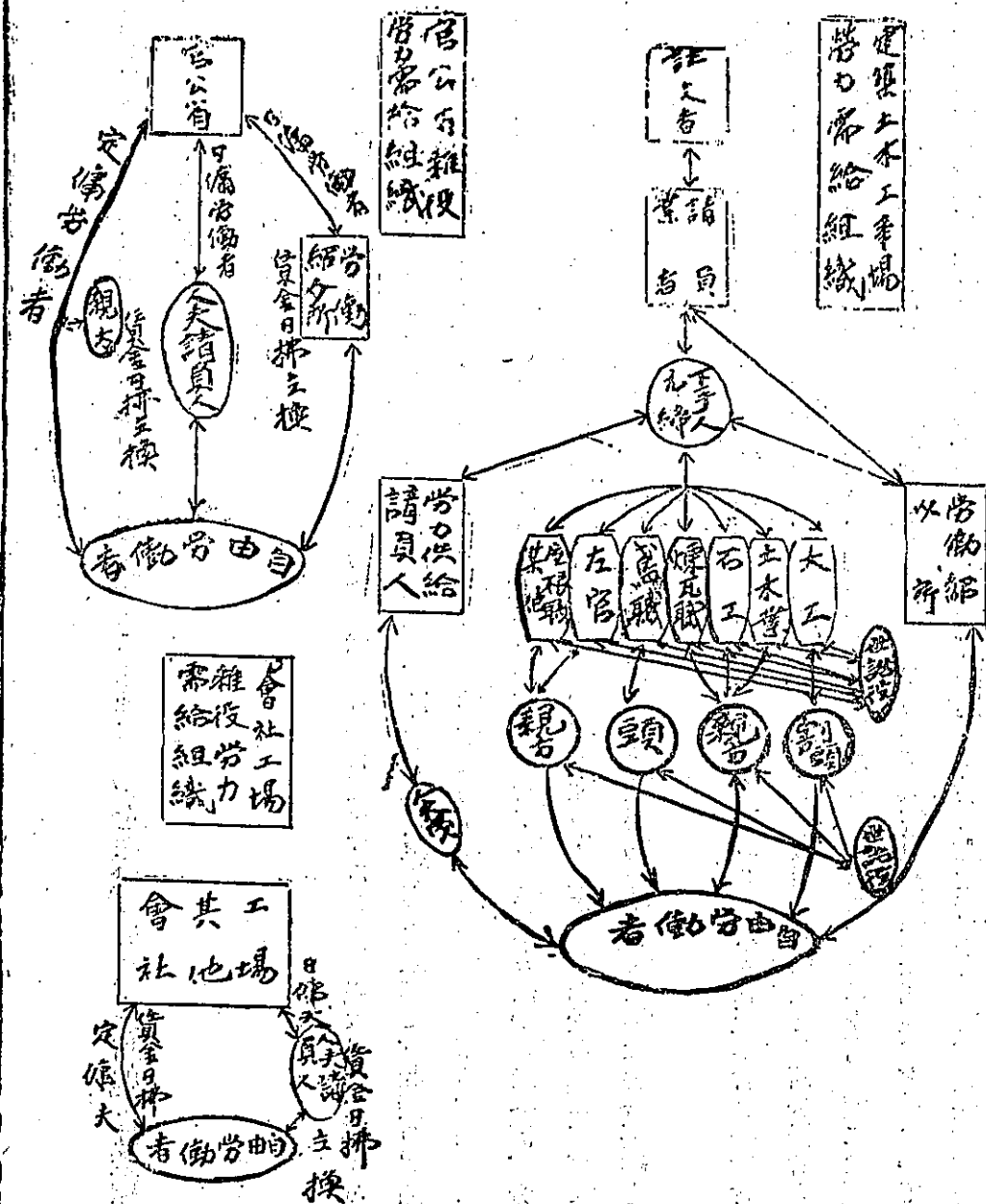
勞力需要者との間には種々複雑な關係聯絡を保つて、勞力移送に惡辣な方法を探つて居る、此點就ては監獄部屋調査報告に於て詳説する事とする。

七、勞力供給契約

自由勞働者の大半は勞務が團體作業である上に、其勞務需給狀態も毎日變化するし、賃銀は日拂を要するが爲に、直接事業主と雇傭關係を結ぶ能はずして、中間請負業者、即ち人夫請負業者を通じて、間接の雇傭關係が成立するのである、隨つて茲に所謂人夫請負契約、又は勞力供給契約なるものが生じて来る、而してこの契約は左記契約書文面に明なるが如く、一定期日の間所要の勞務を供給すると云ふ方面から云へば、勞務の供給であるが、供給された勞働者の作業を勞務時間中監督して、或程度の作業工程を引受る點に於ては、一種の勞務請負契約とも見られる、云はゞ勞力供給及勞務請負等の典型契約を結合せしめた混合契約と見るべきであらう。

然るに茲に問題とすべきは人夫請負業者と勞力需要者との間は上述の如くであり、人夫請負業者と勞働者との間には、口頭ではあるが各自の意志表示があつて、雇傭關係が成立つが、實際の使傭主と被傭勞働者との間には、何等意思の交渉もなく、隨つて勞働條件など始めから不確實なものである、故に兩者の間には雇傭上の關係が、形式的には全然ないと云つて然るべきである、隨つて事實損害負擔の責任問題などになつて來ると、極めて無責任な態度を雙方とも執る事となり、更に中間の請負業者も之を奇貨として、責任所在を

第二圖



曖昧裡に葬つてしまふ、そして實際の場合一番貧乏を引くのは労働者である、即ち彼等が勞務上の傷害、疾病に罹つた場合、若くは勞務上不可抗的な事件で死亡した場合の如き、契約文面に於ては人夫請負業者に全責任があるのであるが、彼等として無限の責任能力もなし、又多くは誠意がない爲に、責任回避の態度をとり、事件の明白にして蔽ふべからざる場合には、其責任を事業主に轉嫁したり分擔せしめたりする、事業主も契約文面を循じてよい加減にあしらふ、結局有耶無耶裡に葬らるゝか、其場限りの手當を與へる位に過ぎない、労働者は其所で泣寝入の状態に陥つてしまふのである、此の如きは結局労働者自身の實力問題で解決さるゝのであるが、素を洗へば雇傭關係の極めて不分明な點から起るのである。

次に現在行はるゝが如き勞力供給契約の内容から云つて、公立労働紹介所の如きは、損害賠償や危険負擔の問題となると、非常に困難な立場に立つ事となる、更に賃銀の日拂立換の如きも、契約條件の一となつて居るが、公共團體として實行するには、やはり困難な條件が俱つて来る、東京市の労働紹介所の如きは、社會事業の前渡金として、市金庫を利用して賃銀立換をなして居るが、之とても或程度以上に及ぶ事は不可能である。

更に人道上の問題として勞務の請負とか勞務の供給など、云ふ事が、果して妥當であるかと云ふ問題も生じて來て、茲に労働組合又は公立労働紹介所などを通じて、全然個人的な仲介者を有せざる、團體的な労働協約の如きものが生じなければならなくなる、否自由労働者は雇傭状態が自由日傭で、労働業態は團體的なが故に、仲介業者がなくなつて労働者の團結的強味さへ出來れば、團體交渉の如きは自然に生じて來る結果

であつて、此點他の勞働者に對比して弱點でもあり偉大なる強味でもある。之は更めて他印の問題としなければならぬ。

契 約 書

水道直營鍛冶橋出張所鉛管工事用勞力供給

一、人	夫	一日	賃金	貳 圓
一、石	工	同		貳圓五十錢
一、大	工	同		貳圓五十錢
一、煉瓦	工	同		貳圓五十錢

東京市(以下市ト稱ス)ハ前記單價ヲ以テ諸職工人夫其他ノ勞力ヲ何某(以下供給人ト稱ス)ニ供給セシムルニ付キ契約スルコト左ノ如シ。

第一 條 勞力供給期間ハ大正十一年四月ヨリ大正十一年九月三十日迄トス。但シ期間満了後ト雖モ市

(水道課以下同シ)ノ都合ニ依リ一ヶ月以内ニ限り本契約ヲ繼續スルコトアルヘシ。

前項ノ規定ニ依リ契約期間ヲ伸長スルコトアルモ單價賃金ヲ増減セサルモノトス。

第二 條 供給勞力者ハ身體強壯ニシテ業務ニ經驗アル貳拾歳以上五拾歳以下ノ者トシ且ツ作業上必要ナル器具ハ市ヨリ貸與スルモノノ外總テ之ヲ携帯セシムヘシ。

第三 條 供給スヘキ員數場所等ハ主務吏員ノ指定ニ依ルヘシ。

第四 條 供給人ハ日々作業場ニ出頭シ主務吏員ノ指揮ニ從ヒ供給勞力者ノ取締ヲ爲ス可シ。

供給人自ラ出頭シ難キ時ハ主務吏員ノ承認ヲウケ相當代理人ヲ差出ス事ヲ得。

前項ノ代理人不適當ナリト認メタルトキハ變更ヲ命スルコトアルヘシ。

第五 條 供給勞力者ハ始業後終業後主務吏員ノ點檢ヲ受クヘシ。

第六 條 市ノ必要ニ依リ供給ヲ命シタル時ハ供給人ハ何時ニテモ即時處辨スヘシ。

第七 條 供給勞力者下命數ニ滿タザル時ハ出頭總員ニ對シ各契約單價ヨリ拾錢ヲ減シタルモノヲ以テ其日ノ單價トシ賃金ヲ支拂フモノトス。

第八 條 供給勞力者ハ主務吏員ノ承認ヲ經シテ退場シ又ハ指定就業場所ヲ離ルルコトヲ得ス。

第九 條 供給勞力者中不適當ノ者アルカ又ハ主務吏員ノ指揮ニ從ハザルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ。

第十 條 第八條ニ違背スルカ又ハ前條ノ場合ニ於テハ當日ノ賃金ヲ減額シ又ハ全ク支拂ハサルコトアルヘシ。

第十一 條 供給勞力者ノ執業時間ハ九時間乃至十時間(水道課職工勤務時間ニ依ル)トシ始業及終業時刻並ニ休憩時間ハ主務吏員ニ依テ之ヲ指定ス、但市ノ都合ニ依リ早出居殘又ハ中途退場ヲ命スルコトアルヘシ。

第十二 條 早出居殘ノ場合ハ一時間ニ付日額ノ一割ヲ加給シ中途退場ヲ命シタル場合ニアリテハ使役時間

ニ應シ賃金ヲ減給ス、但シ登時間未滿參拾分以上ハ之ヲ登時間ニ繰上ク。

第拾參條

市ノ都合ニ依リ供給勞力者ニ事業ヲ割當執業セシメタル場合ハ規定時間内ニ退場セシムルモ登日分ノ賃銀ヲ支拂フ。

前項割當以外ノ作業ニ從事セシメタルトキ又ハ工事困難等ノ場合ハ主務吏員ノ認定ニ依リ相當歩増ヲ爲シ、其賃金ヲ支拂フコトアルヘシ。

第十四條

登日ノ使役ニ充タサル供給ヲ命シタルトキハ登日ノ使役時間ヲ拾時間トシ、使役時間數ニ應シ其賃金ヲ支拂フ、但シ登時間未滿參拾分以上ハ之ヲ登時間ニ繰上ク。

第十五條

供給人ハ市ノ指定シタル様式ニ依リ認帳ヲ調製シ日々供給員數ヲ記入シ主務吏員ノ認印ヲ受クヘシ。

第十六條

賃金ハ壹ヶ月貳回又ハ登工事竣工ノ上支拂フヘシ。

第十七條

代理人及供給勞力者ノ所爲ニ對シテハ總テ供給人其實ニ任シ、且此等ノ者ヨリ生スル事故ハ一切供給人ニ於テ處辨スヘシ。

第十八條

供給勞力者市ヨリ受付シタル器具材料等ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ供給人ニ對シ相當價格ノ辨償ヲ命スヘシ、但シ天災其他不可抗力ニ基因シタルトキハ特ニ其金額又ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ。

第十九條

市ノ都合ニ依リ供給中止ヲ命シ又ハ第三者ニ供給ヲ命スルコトアルモ供給人ハ異議ヲ申立ツル

コトヲ得サルハ勿論之カ爲メ損害アルモ市ハ之レヲ補償セス。

第二十條

本契約以外ノ他ノ事業ト雖モ市ニ於テ必要アルトキハ隨時供給ヲ命スルコトアルヘシ、此場合ニ於ケル賃銀ハ當該事業勞力供給者ト契約シタル單價ニ依ル。

第二十一條

左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本契約ヲ解除シ且ツ損害ヲ補償セシムルコトアルヘシ。

一、供給人又ハ代理人ニ於テ不正行爲アリタルトキ。

一、供給不充分ナルトキ。

一、其他本契約條項ニ違背シタルトキ。

第二十二條

本契約其他施工上疑義アルトキハ主務課長ノ判定ニ據ルヘシ。

第二十三條

前各條ノ外東京市會計規定及同施行細則並ニ大正二年市告第二十四號本市收支金計算方法ヲ遵守スヘシ。

大正十一年四月 日

下谷區何 町 丁目 番地

供給人 何 某印

東京市長 男爵 後藤新平殿

第六章 勞力需給狀態

一、需給變動の原因及狀態

一般に勞力需給變動の原因は、Beveridge & Leschoier などの説を綜合して見ると、

- (一) 産業組織の變化による需給關係。
- (二) 週期律的な産業界盛衰による需給關係。
- (三) 季節的變化による需給關係。
- (四) 不定期的原因による需給關係。

となるのであるが、次には自由勞働者に關する方面に就て觀察して見る事とする。

先づ産業組織の變化又は産業經營法の變化とは、現代の如き資本主義的生産を主とする社會組織が、全く別趣の組織に變革されない限りには於ては、資本集束的の組織、又は機械工業による産業經營法が、より一層其本來の勢力を發揮すると云ふ意味に於ての變化と看做すべきであるが、果して然らばこの變化による自由勞働の需給關係如何を見るに、需給關係が非常に動搖する事是否を得ない現象である。特に機械工業夫自身のみ範圍から観ると、自由勞働者の働く範圍は非常に狭められる、即ち精巧なる機械や大仕掛な動力を一個所に集中してやる場合の産業に於ては、特殊の熟練職工等こそ必要なれ、屋外に働く自由勞働者は殆ど其必要を認めない事となる、然し多少廣い範圍から眺めて見ると、暫く機械工業だけに限つても廣大な工場

の建築、機械其他の裝置、執業中の大動力に要する燃料の運搬作業、熟練職工の手傳其他の雜役等、所謂工場雜役の需要數も案外輕視する事の出来ない數量に上るのである。

更に機械工業の必然的條件として、資本の集中する處、必ずや現代の所謂工業都市なるものを形成する様になるが爲に、産業組織の機械工業的變化は、寧ろ間接には自由勞働の需要を非常に擴大する様になる、即ち一般に大都市の經營特に工業都市の大經營事業には、多くの自由勞働者の犧牲が拂はなければならぬ工業都市に於ける居住區域商工區域等の大建築土木工事、一般生産業や、都市生活に要する原科品等の運輸事業、都市の衛生掃除其他の雜務に至る迄、すべて工業都市の規模大なるに正比例して、自由勞働者の需要は其の數を増して來るのである。

更に注目すべき現象として、恐らくは現代資本文明國一般が等しく經驗するものであらうが、工業都市の發展に伴ふ農村疲弊の結果として、農村に於ける農業經營の方針が次第に變化して、資本集束的となつて來るのは、最近我國に於て否定すべからざる事實となつて居るが、識者の力説する農具の改良云々の事が現状の儘では到底不完全なるを免れない以上、農村に於ける勞力需給關係は小作農勞働者が減少する半面に於て少くとも數暫くの間は、寧ろ自由日傭勞働を必要とする傾向があると見る事が出来る、更に地方農村に於ける交通機關の發達の爲めの諸土木工事、水力電氣工事なども其傾向を促進するものである。

故に産業組織が機械工業的に進化する限りに於て、一面には之が爲に小資本家や、農村勞働者や一部の熟練職工が、一時的に失業して、都市に於けるドン底生活に陥り、先づ何はともあれ、簡易な自由勞働へと一

齊に足を向ける爲に、此の方面の供給は豊富になり、時に過剰を來す怖れもあるのであるが、大體に於ては前述の如き意味に於ける勞力需要は次第に其の數を増して優に供給不足を告げしめる事となるのである、現今に於ける自由勞働者界の狀況は明白に其實を裏書きするものと見るべきである。

第二の週期律的に生じて來る一般經濟界並に產業界の景況の變化は、產業組織の變化による變動の如く大規模でないが、一時的には一層明白に深刻に影響を來して來る、即ち一般の建築土木工事や、船舶貨物の運輸、輸出入品の集散などは、靚面に影響を受けて盛衰浮沈をするのである、然乍ら、大都市に於ける諸官公省の諸工事や、都市の衛生掃除等の勞力需給關係は、左程急激な影響を受ける事は少いからして、全然極端な供給不足や、絶望的な供給過剰の狀態に陥る事は少い、然しながら其所には當然季節的關係が加味されて來るからして、冬期に於ては二重の原因による失業を豫想してかゝらねばならぬ。

第三の季節的變化による需給關係の變動は、他の勞働者の場合と對照して自由勞働者の場合には、非常に密接な關係を有するものである、此れ一面季節的勞働者 (Seasonal Laborer) と謂はる、所以であるが、之に關して東京方面に起る現象を以てしても、冬期一、二、三月頃は最も仕事の少い時なるに反して、七、八、九月頃は最も仕事の多い時である、但し、九月より十月にかけては雨天の多い爲に多少需要は鈍つて、むしろ十月中旬より十一月にかけて需要が増大する傾向が認められる、而して勞力供給に於ては冬期十一月より翌年三月頃までは勞力は豊富に増加し四月より十月にかけて一般に減少する、(勿論其間に多少の變動は免れ得ないのであるが)、即ち勞力需要の方面に於ては、一般の建築工事や官公省の諸土木工事、衛生掃除荷造運搬

とは或は春から夏秋にかけて、或は官公省の年度更りを機會に、一齊に盛となる、特に盛夏の候に於て一時に活氣を呈して來る、土木建築や荷造運搬は晝夜兼行であり、衛生掃除は勿論急激に仕事が増加する、其間にも六月の雨季や、九月、十月の氣候不順なる間は一時沈靜するが、十一月、十二月には其反動から生じた需要や、年末に於ける諸般の社會からの需要が多い、然るに一月より三月迄にかけては、一月の半ばは休業狀態であり、二月は嚴寒にして、三月は諸官公省が年度末の爲め仕事の手控へをする、建築土木工事は勿論寒氣の爲め殆ど中止の狀態となり、衛生掃除も直接必要の少い有様となる、只河川の護岸工事や橋梁工事などは寧ろ水量の少い冬季を適當とし、年末に際して裝飾、園藝、印刷製本其他の荷造運搬などは、新年を見越して盛況を見、諸般の運輸事業も一時活氣を呈するが、年が明けては全く火の消えた様な有様になる、自由勞働者仲間では、之を霜枯時と稱して甚だしく鬼門視して居る。

供給の方面から見ると、春から秋にかけては、都會の自由勞働者は一攫千金を夢みたり、自由漂泊の衝動に唆られて、北海道、樺太其他へ出稼をやる者や、農繁期となる爲に農村へ歸農する者等で、都會在住の勞働者が減少するに對して、晩秋より翌年中春にかけては、これらの一時的歸農者や、東北地方、北陸地方其他近縣地方の農村勞働者が續々上京して來るし、先の北海道、樺太方面へ出稼した連中も、恰も渡り鳥の如くに言合した様に歸京して來るなどの關係から、急に都會在住の自由勞働者の數が増加すると云ふ有様になるのである。

梅雨季節其他の雨天續きとなると、建築土木工事場や、運搬車力などの如き屋外作業の需要は中斷される

し、屋内作業でも、煙草、馬糧等（專賣局、糧秣廠など）乾燥を要する原料品の荷造運搬までが停頓してしまふ事となつて、一時需給關係は變調を來するのである。

第四の不定期的原因による勞力需給關係は、平常時の天候の加減船舶貨物發着の都合、土木建築工事其他の請負工事に於ける工事請負業者や、下請負業者、小企業家が、仕事の都合や資金融通の如何などに依つて勝手に隨時勞力を使用して、不要となる時は、勞力需給關係がどうなろうと平氣で一顧だも與へない、否寧ろ勞働市場の變則的な需給關係を惡用したり、個人的利益を壟斷しやうとする者が多い爲に、極めて不規則的な需給關係を醸成してしまふ、この事實は一般勞働市場に於ても大規模に多少の日時を費して行はれるが自由勞働の市場に於ては殆ど常時に夫れが行はれて、自由勞働者は其犠牲となる、これを勞働豫備軍（Labor Reserves）と云ふ、然し其の反面には又勞働者自身の方に於ても、個人的關係や個々人的意志からして、勞力需給關係を變則的なものならしめる場合も少くない事を忘れてはならぬ。

如上の勞力需給關係の變動と云ふ現象は、自然必然的に自由勞働者の失業問題を生起せしむるのである。

二、失業狀態

自由勞働者の失業問題は、前項の如き勞力需給兩面からして、詳細に觀察しなければならぬのであるが、今、兩面に互つて相關する事項より、失業狀態を便宜上分析して見ると、

（一）社會的關係

- A 産業組織の變化、及産業盛衰に依る失業
- B 季節的失業
- C 勞働豫備軍としての失業
- （二）個人的關係
 - A 外的個人關係よりの失業
 - B 內的個人關係よりの失業

とする事が出来るが、社會的關係の原因から起る第一の失業問題としては、前述の産業組織の變化や産業界の週期的盛衰等による失業である、此等は規模廣大なる事件なるに對して、從來何等適確な系數的材料がない、之は一般勞働界に於て然りであるが、自由勞働方面に於ては特にそれが甚しいのである、中に就て産業組織の變化によるものは前述の如き有様で、失業問題よりも、むしろ需要數の増大する傾きがあると思ふべく、只工業都市、資本都市への農村勞働者の集中の爲に、都市の貧民階級や不熟練勞働者の増加する事や熟練勞働者の失業者の一時的侵入等によつて、供給過多を來すまでの事である、産業界の週期的盛衰により、不況時代が來る場合も亦同斷で、統計材料が殆ど備はつて居ないが、しかしこの關係による失業者は相當多い、只兩者の場合共、多くは季節的條件によつて左右されるのであつて、むしろ其方面に於て取扱ふべき問題なのである。

然らば次に季節的失業狀態は如何であるかと觀るに、之も又適確な材料の乏しいのに苦むのであるが、自由

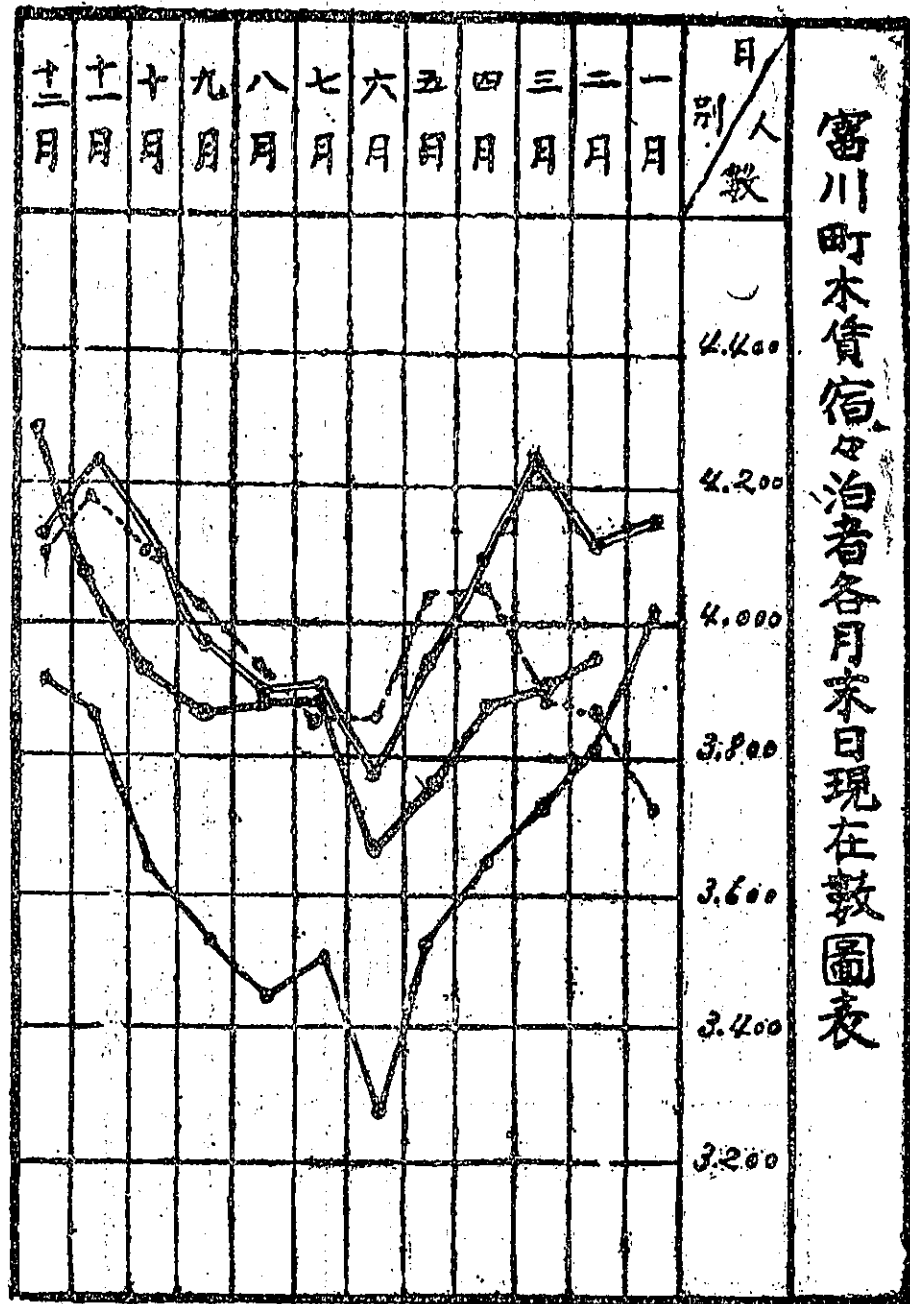
労働市場のバロメーターと唱へらるゝ深川區富川町の木賃宿泊者数を見ると興味ある状態を呈して居る。

第十二表 富川町木賃宿々泊者各月末日現在数表(扇橋警察署調)

月別	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
一月	三、九一六八	四、〇〇二八	三、七三九八	四、一二〇八
二月	三、八八三	三、八〇二	三、八二一	四、一四一
三月	三、八二四	三、七二七	三、八四四	四、二〇八
四月	三、七四〇	三、六三二	四、〇五二	四、〇九九
五月	三、六四〇	三、五二三	四、〇四七	三、九二九
六月	三、八九六	三、二六二	三、八五七	三、七九五
七月	三、八九六	三、五一五	三、八八一	三、九一八
八月	三、八七三	三、四三二	三、九六〇	三、八九九
九月	三、九三三	三、五四八	四、〇二一	三、九九〇
十月	四、〇五四	三、六三〇	四、一四三	四、一二六
十一月	四、二七四	三、八三七	四、一九九	四、二二二
十二月	三、九〇二	三、九一九	四、〇九二	四、一三九
平均		三、六五二	三、九七一	四、一七六

之を圖表にして其變化の大勢を觀ると左の如くである。

第三圖



大正八年

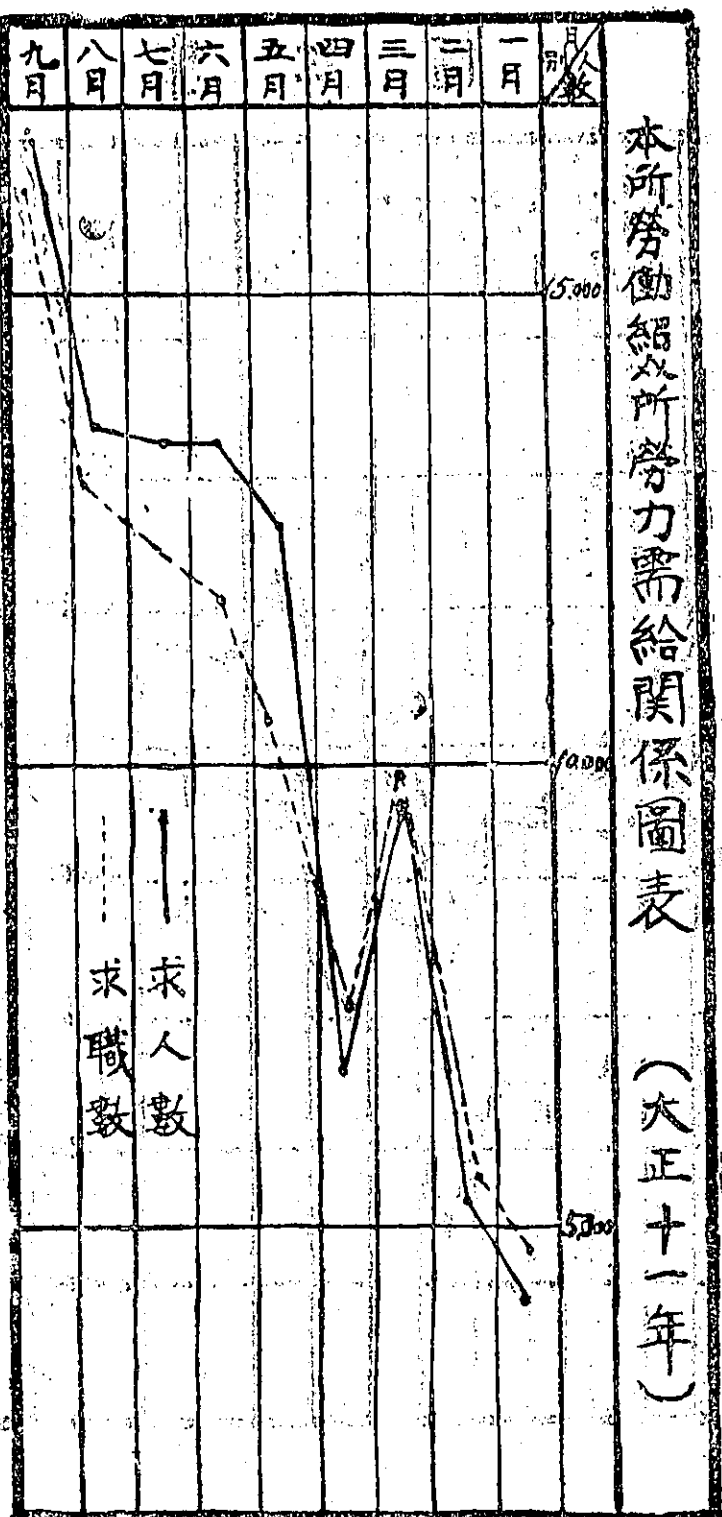
大正九年

大正十年

大正十一年

即ち多少の例外はあるが宿泊者数は冬期に於て増大し、夏期に於て減少する、この關係は一般自由労働者界の勞力供給狀態と看做すを得べく、依つて必然的に冬期霜枯時には多くの季節的失業者が生ずるのである。試みに本年一月以降九月迄に於ける本所勞働紹介所の需給關係を見ると左の如くである。

第四圖



之を富川町木賃宿々泊者の増減數と比較對照して見ると、冬期の失業者の如何に多いかを推察する事が出来る。

更に雨季に於ける失業狀態を觀察するに、大正十一年の梅雨期には一日中の雨天や二三日の雨天続きなど非常に少かつたので、特殊の現象を見なかつたのであるが、大正十年九月の如きは非常な雨天続きで、木賃宿々泊者特に屋外に働く自由労働者の困窮する者非常に多く、新聞社や公共團體の應急的救養施設まで講ぜられたのである。元來同じ雨天にしても、會々一日の雨天の如きは、平常働いて居る眞面目な労働者は、むしろ其日を休養日に利用したりして、却つて労働能率を擧げ、身心の疲勞を恢復せしめて居るのであるが、二日三日と続く場合には忽ち困乏して所謂オケラ(無一文)となり、たとへ多少の貯蓄ある者でも三日四日となると、すぐそれをも消費し盡してしまふのである。今試に昨年九月の例をとつて見るに、左表の如くである。

第十三表 全國日傭勞働紹介大正十年九月中旬々報(職業紹介時報に依る)

日別	地方別	天候		求人數	求職數	紹介數
		東京	大阪			
十一日	日	雨後曇	曇	七六〇	九四七	六七四
十二日	日	雨	雨	七三六	七七八	六一五
十三日	日	曇後雨	雨	六三六	六二〇	五〇三
十四日	水	雨	雨	九〇四	九一一	八一一

十	十	十	十	二
五	六	七	八	九
日	日	日	日	日
木	金	土	日	月
雨	曇後晴	晴	雨	火
雨	晴	晴	晴	雨後晴
一、〇三七	一、〇一八	一、二四二	一、〇二四	一、二四二
一、〇〇七	一、〇六五	一、一七八	一、〇二〇	一、一九五
九三三	九〇九	一一七	九五三	四二三
九、一三二	九、二八〇	九、二八〇	九、二八〇	九、二八〇

即ち雨天の際には平素の約半數位の需要數しかない、然るに求職數の割合に少いのは、早朝から雨天の場合には、多少懷中勘定の餘裕ある者はその儘休むし、さなくとも仕事のないのを諦めて、わざ／＼勞働市場や請負親方の店に行くまでもないと云ふので、空腹抱へて木賃宿に籠城する者が多い爲で、實際の失職者は非常に多數に上るのである、要するに季節的關係及天候による失職者は、自由勞働者全般に亘つて多いのであるが、特に建築工事、諸土木工事、運輸事業に従事する勞働者に於て然りである。

次に勞働豫備軍が自然的に發生して、勞力需給關係の變動を來す事は前項所説の如くであるが、之から生ずる失業者の問題は Beveridge 以來盛に唱道せらるゝ處である、自由勞働者方面に於て其原因とする所は、平常時の天候の變化や船舶貨物發着の都合、建築土木請負業者其他の使傭主等の個人的利害打算によつて、仕事を勝手に都合する事等から生ずるのであるが、更に一面普通日常品市場に於ける需給關係と違つて、勞資相互の意志如何が條件となつて需給關係が調節されるが爲に、一方的の意志表示だけでは決定する事が難

しく自然交渉不調に終つてしまふと云ふ、入的関係も見通すべからざるものがある、更に勞働市場の組織が不完全なるが爲に、一方に需要増加しても他方に於て供給超過して、空しく失業をなすと云ふ奇現象をも呈するのである、今其關係を系數的に觀察して見るに、

第十四表 全國日傭勞働紹介大正十一年五月分（職業紹介時報に依る）

總別	求人數數		求職數數		紹介數數	
句別性	男	女	男	女	男	女
上句	三、三三	一、六三	三、九一	一、七三	三、二七	一、二七
中句	二、〇七	四、〇八	五、三六	三、八〇	二、八〇	三、八〇
下句	三、三二	四、六七	二、九三	四、五三	二、〇九	四、五三
計	九、八五〇	一〇、三六	七〇、六八	九五九三	五、〇九〇	六、四六三

右表に依れば本年五月中は殆ど降雨を見なかつたので、勞力需給關係は僅かの差で平均して居たのであるが、紹介者數は求職數よりも一三、五八八人少い、即ち勞働豫備軍の延人數は五月中を通じて一萬三千五百八十八人を算して居る。

然るに盛夏の頃となつて一般に需要が増加し供給不足となつても、尙若干の豫備軍のアブレが存在して居る、これが原因は主として、

一、各勞力需要者が勝手に勞力を使傭し、又解雇してしまふ事。

一、勞資相互に雇傭關係を結ぶに當つて交渉の不調に陥る事。

三、各方面の勞働市場の組織聯絡が不完全なる事。
等より起るものと見るべきである。

個人的關係による失業は、外面的には、勞働者自身の勞務其他の傷害疾病の爲や、家庭其他の事情等による失業で、これはすべての勞働者の失業問題に關係するのであるが、次に内的關係としては、自由勞働者の雇傭關係は主として臨時的日傭的なるが故に、前記の勞資相互間の交渉不調が其都度起り勝ちであり、更に自由勞働者の一般的性格が、多く自由放埒となり、勞働市場へ求職に出づる事さへなく、と云つて生活費には全然餘裕のないにも拘らず、自ら仕事に出るのを嫌ひ、或は規定の時間に勞働市場に求職せずして、日中遅くなつてノコ／＼出掛けるが爲に、アブレると云ふ者が非常に多い、これらをば失業者として見るのは、或は不當であるかも知れないが、然しかる unemployed な勞働者の多い事は、自由勞働者界の特殊相と觀るべきである。

三、地方との勞力需給關係

東京府市を中心として近縣地方並に東北、北海道樺太方面との、自由勞働者の勞力需給關係は、主として季節的に變動して居るので、前述の季節的需給關係に於て一言したのであるが、更に多少詳細に觀察して見ると、大體、勞力需給狀態は、土木勞働、農蠶勞働、鑛業勞働の三方面に於て關係して居る。

土木勞働の方面では、水力電氣工事は、水力の豊富な茨城、福島、群馬、長野、山梨、埼玉、各地に勞働現場を有する、そして現在に於ては一般に事業は縮小されて居るが、勞力の半分は土地の農村勞働者から、他の半分は東京方面其他の土木勞働者から需めて居る、鐵道工事にありては湘南地方の熱海線、東北地方の羽越線、上越線を始め、北海道樺太方面に於て盛であつて、都市に於ける不熟練勞働者を誘拐し、例の監獄部屋を經營して居るものが多い、河川工事は到る處にあるが、多くは地方農村の勞力を以て之に充て、居る、樺太、沿海洲、サガレン州方面に於ては、連年陸軍省の土木工事に、多數の自由勞働者を吸収して居る、而て此等の勞働者は熟練工や職人等は、多く土木請負業者の乾分の者が多く、一般の雜役人夫は、人夫募集にかゝつて行く都會の失職者、又は地方出の青年、朝鮮人琉球人等で、本國から募集にかゝるものもあるが、多くは東京などを經由する者である、季節關係は勿論東北方面、中山道方面は春から秋にかけてであつて、北海道方面に於ても冬季は勿論縮小の形となるのである。

農蠶勞働はなるべく都會の自由勞働者を使傭しない傾向らしいのであるが、只冬季農閑時期に當つて上京した農村勞働者が、東京市内で自由勞働をなし、農繁期となつて歸農するもので、長野、茨城、千葉、群馬、栃木等が最も關係深い、養蠶時期に當つて特に養蠶業地方へ出稼に行く者も相應にあつたが、今は多く地方に於て自給自足をやる様になつたのである。

工業勞働の中、工場勞働者は茲に關係はないが、鑛山、炭坑の方面に於ては、やはり季節的に可成の需要がある、然し鑛山業の不振な今日に於ては、特に東京方面に募集に来る事は稀である。

地方の勞力が東京市へ供給さるゝ状態は、前述の如きもので再説の煩を省略するのである。

第三編 生活状態概況

第一章 日常生活

一、生計状態概況

自由労働者の中には妻帯者、並に世帯主が相當の數を占めて居るが、未婚者又は獨身者が數に於てはより以上に多い事は、本章第四項に依つても推察せらるゝのであるが、妻帯者並に世帯主の生計状態に關しては、今回の調査に於てはなし得なかつた、又獨身者にしても此概観調査にては、個人々々の場合を具體的に把握する事が出来ないで、間接的に食費、宿泊料其他の點より、大概を推定するに止めるのである。

獨身自由労働者の通常収入は主として其の賃銀であるが、同じ労働にしても労働現場雇傭主、季節等によつて可成の差等があり、尙幾多の種類の労働に於ては、賃銀の差が非常に多く、剩へ日傭労働の名の示すが如く、ある個人が一定期間一定の労働に従ふにあらずして、常に労働現場、雇傭主等を變ずるのであるから一定の賃銀單價を以て算定する事は出来ないが、普通の所謂雜役人夫としては、どんな仕事にしても一日一圓五十錢乃至二圓五十錢位の所を上下して居る、それから多少技能熟練を要する職人仕事となると、二圓五十錢から三圓五十錢位であり、更に請取仕事となればより以上の賃銀となる、然しならから従業日數の上から